

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 揮発性有機化合物排出施設を設置している者に係る報告及び検査に関する事項を定めること。

(第十二条第四項関係)

第二 揮発性有機化合物の排出の規制に係る市長による事務の処理に関する事項を定めること。

(第十三条第二項関係)

第三 この政令は、平成十八年四月一日から施行すること。

(附則関係)